

# 相続対策に影響大！ 配偶者居住権の評価と 取得費の計算

1. 配偶者居住権の法的性質
2. 相続時の配偶者居住権の評価
3. 配偶者居住権がある場合の小規模宅地の計算
4. 譲渡所得における取得費の算定

2020年4月からスタートした「配偶者居住権」は相続対策・相続実務に大きな影響を与えています。上手く活用すれば、節税効果が期待できますが、一方でリスクや問題点もあります。「配偶者居住権」に関する相続時の評価や譲渡所得の取得費の計算をわかりやすく解説します。

2021年

視聴可能期間

7月1日(木) 11:30から7月7日(水) 23:59まで

※講演時間は約90分となります。

お申し込み期限

6月30日(水) 17:00

参加費

5,000円(税込)

講師



税理士 安積 健 (あづみ けん) 辻・本郷 税理士法人 審理室 室長

1990年 早稲田大学政治経済学部卒業。1992年 税理士試験5科目同時合格。1996年 本郷会計事務所(現・辻・本郷 税理士法人)入所。2003年に税理士登録。中小企業の法人税務やオーナー社長の個人・資産税務などを中心とした会計・税務に長年携わる。現在は審理室室長として、所属する税理士法人が税務署に提出する法人税や相続税の申告書等の審査に従事し、スタッフからの会計・税務に関する質問や相談に対応するとともに、セミナーの講師や原稿の執筆等も精力的に行っている。

詳細・お申し込み

<https://www.ht-tax.or.jp/seminar/210701/>

